

## 佐倉市と学校法人東邦大学との連携・協力に関する基本協定書

佐倉市と学校法人東邦大学は、両者が連携・協力し、地域住民が住みなれた地域で健康で自立した暮らしを続けられるように、また地域の心豊かな人づくりまちづくりを推進するため、ここに基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、医療、教育、環境保護、防災等の各分野において、佐倉市と学校法人東邦大学の両者がそれぞれの特性を活かして連携・協力することで、思いやりと希望にみちたまちづくりや快適で安全・安心なまちづくりを推進することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 佐倉市と学校法人東邦大学は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携・協力する。

- (1) 医療・保健に関する事項
- (2) 健康教育・生涯学習に関する事項
- (3) 環境の保全に関する事項
- (4) 地域防災整備に関する事項
- (5) その他佐倉市と学校法人東邦大学が必要と認める事項

（個別協定等）

第3条 前条の連携・協力事項を実施するため、必要に応じ本協定に基づく個別協定等を締結することができるものとする。

（協力方法等）

第4条 第2条に掲げる連携・協力事項の具体的実施に当たっては、佐倉市と学校法人東邦大学の担当部局との協議の上、協力方法、成果の利用及び費用負担等について定めるものとする。

（連携推進会議）

第5条 佐倉市と学校法人東邦大学は、原則年1回の定期的な対話の場を設定するものとする。

（協定書の有効期間）

第6条 本協定の有効期間は、協定締結日から5年間とする。ただし、佐倉市と学校法人東邦大学が必要と認めるときは、協議により、その期間を更新することができるものとする。

（その他）

第7条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、その都度、佐倉市と学校法人東邦大学との間で協議するものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、各々1通を保管する。

平成26年3月27日

千葉県佐倉市海隣寺町97番地

東京都大田区大森西5丁目21番16号  
学校法人東邦大学

佐倉市長



理事長

